

入札契約関係運用の改正・制定について

このことについて、平成27年8月1日より以下ようになります。
詳細は、入札関連情報ページの関係例規をご覧ください。

1 会津若松地方広域市町村圏整備組合工事等入札参加停止措置基準を改正しました

- ・独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止期間の特例について明記しました。
- ・公契約関係競売等妨害、建設業法違反による入札参加停止基準を設けました。

2 会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約約款を改正しました

- ・審決制度の廃止に伴い、関連条文、文言を削除しました。

3 会津若松地方広域市町村圏整備組合競争入札参加資格審査及び審査等に関する規程を改正しました

- ・社会保険等に参加していない業者（社会保険等の適用が除外である場合は除く）は、工事入札参加資格者名簿への登録を認めないものとします。
- ・工事の入札参加資格登録の新規登録及び更新に係る添付書類に、「社会保険等加入状況に係る申告調書」を追加します。
- ・委任先を設けている場合・・・法律等で許可、登録等が必要とされる業種（工種）を希望される場合は、委任先における許可、登録等の確認をしています。
（委任先における許可、登録等の確認は平成27年4月1日より実施しています）

4 会津若松地方広域市町村圏整備組合元請・下請関係適正化指導要綱を改正しました

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法施行規則の改正に準じ、以下のとおりとします。

- ・公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲を、下請契約を締結する全ての場合に拡大します。
- ・参考様式第1号～参考様式第3号、第3号様式を変更します。
（外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の有無の追加）

5 会津若松地方広域市町村圏整備組合郵便入札実施試行要綱を改正しました

- ・入札の開札の際の立会人を2者とします。
- ・価格内訳書の整合性が取れない入札は無効とします。

6 会津若松地方広域市町村圏整備組合発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を改正しました

- ・ 排除措置対象者を入札・契約から排除します。
- ・ 受注者が排除措置対象者と認められたときは、契約を解除します。

7 会津若松地方広域市町村圏整備組合発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準を新たに制定しました

現場代理人の兼務、現場代理人の常駐の免除に関して、取扱いを定めました。

8 会津若松地方広域市町村圏整備組合発注工事請負契約締結後における単価適用日変更の運用基準を新たに制定しました

東日本大震災に伴う特定の資材価格や労務費が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での設計単価に差が生じる場合があることから、当初契約締結後（議決を要するものは本契約締結日）に単価適用日変更について協議する場合の必要事項を定めました。